

労基みえ

第211号 令和8年4月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051
FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>
E-mail:roukimie@mierouki.or.jp



桜(菰野町)

令和8年度 三重労働局行政運営方針 (労働基準関係 抜粋)

第1

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援 非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージについて周知を行います。

加えて、厚生労働省が委託する「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口の活用を促し、関係省庁が行う支援や地方自治体による支援等幅広い支援策の周知や情報提供を実施します。

また、労働局及び監督署においても、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」及び中小受託取引適正化法（取適法）の周知、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行うとともに、監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。

(2) 地方版政労使会議の開催

地方版政労使会議では、県内における賃金改善の動きを一過性なものにとせず、継続・定着させていくために、地域における賃金引上げに向けた取組状況や課題及び課題解消のための方策等について政労使の代表者や地方公共団体と認識を共有し、意見交換を行うことにより、機運の醸成を図ります。

(3) 最低賃金制度の適切な運営

三重地方最低賃金審議会の円滑な運営を図り、最低賃金が改定された際には、賃金額の周知を行い、履行確保を図ります。

三重県最低賃金 時間額 **1,087** 円（発効日 令和7年11月21日）

三重県特定（産業別）最低賃金（発効日 令和7年12月21日）

電線・ケーブル製造業 時間額 **1,097** 円

輸送用機械器具製造業 時間額 **1,111** 円



チェックマン

(4) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業より情報提供を受けることにより、労働局において効率的に報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めます。

また、監督署における集団指導等の場において、不合理な待遇差の解消に向けた取組を要請するとともに、基本給・賞与に係る正社員との待遇差の理由の説明が不十分な企業に対して点検要請を行い、併せて、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促します。

加えて、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」等が改正された場合には、その円滑な施行・適用に向けて、周知啓発に取り組みます。

(5) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む。）への転換、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりなどに取り組んだ事業主を支援するキャリアアップ助成金の周知、活用勧奨等を行います。

第 4

多様な人材の活躍促進と 職場環境改善に向けた取組

5 安全で健康に働くことができる環境づくり

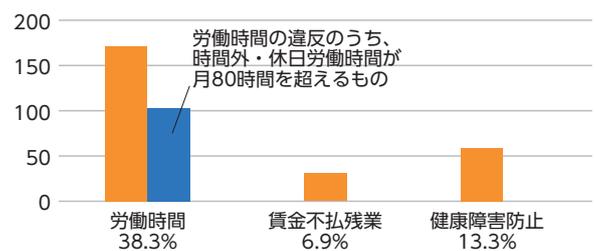
(1) 長時間労働の抑制

① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を、引き続き、実施します。

また、過労死等の防止のための対策については、過労死等防止啓発月間（11月）を中心に過労死等防止対策推進法等に基づき、重点的に周知・啓発に取り組むとともに、民間団体の活動に対する支援等を効果的に実施します。

主な違反事項の違反件数と違反率



※令和6年度において、長時間労働が疑われる事業場（452事業場）に対して実施した監督指導結果から集計

② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

全ての監督署に編成している「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知、時間外・休日労働協定の作成方法の教示等きめ細やかな相談・支援等を行い、引き続き、実施します。

③ 建設業、自動車運転者及び医師の労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制適用の遵守には、取引関係者、国民全体の理解を得ていくことが重要であり、上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」等を通じて、引き続き、必要な周知を行います。

トラック運転者については、引き続き、関係省庁とも連携しながら、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての労働局・監督署のメンバーにより構成している「荷主特別対策チーム」による要請等を行うとともに、トラック運転者の労働条件を改善し、トラック運転者不足の解消を図るため、適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知を行います。

医師については、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するため、医療労務管理支援事業における医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応・助言を、引き続き、行います。



④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

働き方改革に伴う中小受託事業者への「しわ寄せ」防止については、例年11月に実施している「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的に周知啓発を行います。

中小受託事業者等の労働基準関係法令違反の背景に、中小受託取引適正化法等の違反が疑われる場合には、関係省庁に確実に通報します。

(2) 労働条件の確保・改善対策

① 法定労働条件の確保等

監督指導、説明会等の各種行政手法を用い、基本的労働条件の枠組みの確立を始めとする法定労働条件の確保に取り組むとともに、各種情報に基づき、法違反が疑われる事業場に対して、必要に応じて監督指導を実施し、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

技能実習生、自動車運転者、障害者である労働者等については、関係機関との情報共有や相互通報を確実にを行うとともに、法違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施します。

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

令和5年度からスタートした第14次労働災害防止計画の目標（2023年からの5年間ににおける労働災害による死亡者71人以下、2027年における休業4日以上死傷者数を2,316人以下）を達成するため、事業者、労働者、労働局、災害防止団体等の関係者が一体となって、以下の①から⑦の労働災害防止に係る取組を総合的かつ計画的に推進します。

加えて、三重労働局独自の運動である「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」を展開し、標語「あせるな いそぐな おこたるな」により「安全衛生行動」の実施について啓発等を行うとともに、死亡災害ゼロ・死傷者数2,000人未満の達成を目指します。

死亡災害の撲滅、死傷者数2,000人未満を目指して

令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動

【実施期間：令和8年1月1日～12月31日】

あせるな いそぐな おこたるな

【最重点目標】

- ◆「転倒」前年比5%減少
- ◆「動作の反動・無理な動作」前年比5%減少
- ◆「はさまれ・巻き込まれ」前年比5%減少
- ◆「切れ・こすれ」前年比5%減少

～重点災害～

- 行動災害（転倒、動作の反動・無理な動作）
- 機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- 墜落・転落災害
- 高年齢労働者の労働災害

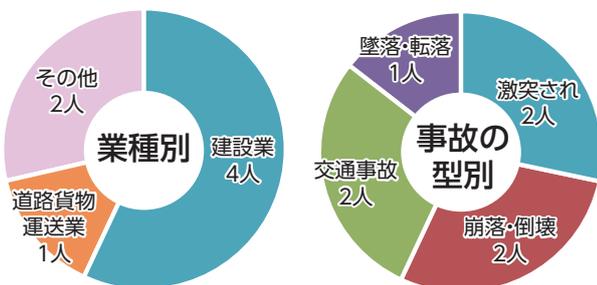
～重点業種～

- 製造業
- 建設業
- 道路貨物運送業
- 小売業
- 社会福祉施設

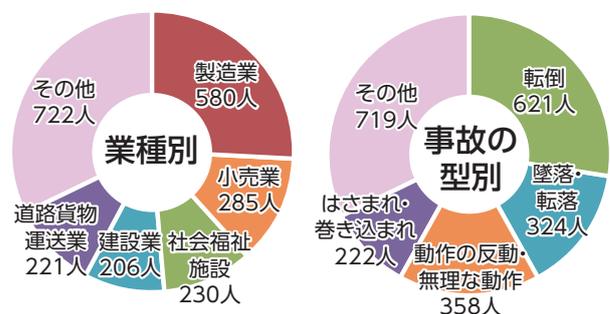
労働災害防止のための基本ルールを守り、「安全衛生行動」を確実に実行しましょう。

令和7年 業種別・事故の型別労働災害発生状況(R8.1月末現在 速報値)

(死亡災害)



(死傷災害)



データ元：労働者死傷病報告

① 業種別・災害種別の労働災害防止対策の推進

第14次労働災害防止計画期間中における休業4日以上死傷者数について、業種別では「製造業」、「建設業」、「道路貨物運送業」、「小売業」、「社会福祉施設」の発生が多いことから、「令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」において、これらの業種を重点業種として、事業者への指導・援助を行っていくとともに、重点災害として行動災害、機械災害、墜落・転落災害等を設定し、これらの災害防止対策を実施するよう啓発していきます。

② 改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底等

令和7年5月14日に「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が公布され、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質等による健康障害防止対策の推進、機械等による労働災害防止の促進、高齢労働者の労働災害防止等の改正について、順次施行されていることから、その定着を図るため、周知及び指導を行います。

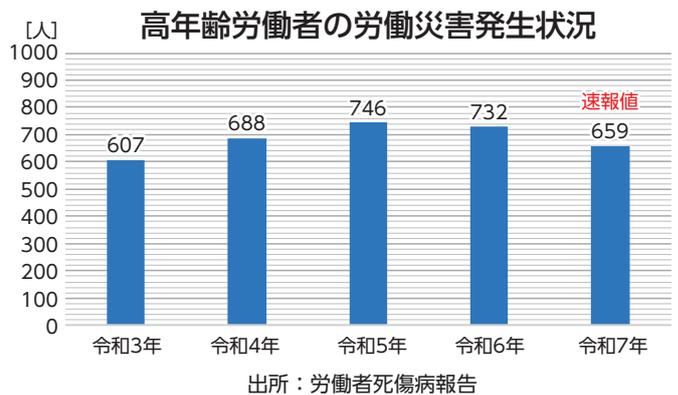
また、改正労働施策総合推進法により努力義務となった治療と仕事の両立支援のため、指針の内容についての周知啓発や、事業者等に対する指導・援助等に取り組みます。



③ 高齢労働者の労働災害防止対策及び労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

令和 8 年 4 月 1 日から高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを踏まえ、当該措置に関する指針に基づく指導を行うとともに、中小企業による高齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金の活用についても周知を行います。

また、小売業や社会福祉施設を中心に発生が多い「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）を前年度から 5% 減少させることを最重点目標として、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の設置・運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運の醸成を図ります。



④ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働安全衛生法第22条の規定に基づく健康障害防止措置及び安衛法第20条、第21条及び第25条に基づく立ち入り禁止や退避等の措置について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが定められていることから、引き続き 事業場に対して周知・指導を行います。

また、令和 8 年 4 月 1 日から（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されること、政令で定められた 機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされることから、事業場に対して、周知を行うとともに、指導の徹底を図ります。

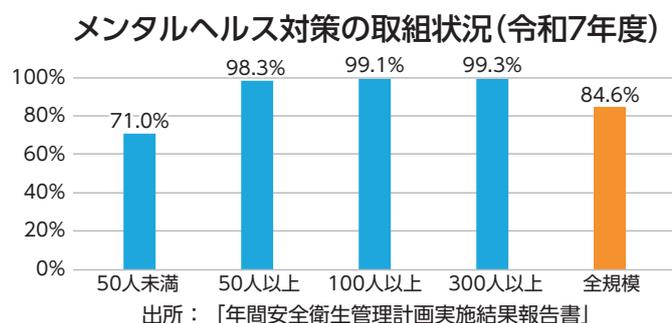
⑤ 労働者の健康確保対策の推進

三重県内において、労働者50人以上の事業場では、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合が、98%を超えている中、労働者50人未満の事業場では71%にとどまっています。小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進がより重要となっていることから、地域産業保健センターと連携を図り、小規模事業場におけるストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策の重要性を啓発する等の対策を実施していきます。

また、公布（令和7年5月14日）後3年以内に施行される労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの義務化については、その円滑な施行に向けて十分な周知に取り組みます。

さらに、労働者及び労災保険特別加入者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談対応等を行う働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」について周知を行います。

産業保健総合支援センター事業の利用促進を行い、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援します。



⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

令和6年4月から全面施行されている化学物質の自律的管理に係る労働安全衛生関係法令の円滑な実施のため、引き続き丁寧な指導を行ってまいります。

今後、公布（令和7年5月14日）後5年以内に化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知（SDS：安全データシートの交付）義務違反に対する罰則が新たに設けられること、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されること、令和8年10月1日から危険有害な化学物質を取り扱う作業場における労働者の個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、有資格者が作業環境測定基準に従って行うことが義務化されることなどについて、化学物質管理強調月間（2月）を中心に、各労働基準監督署による説明会の実施等により広く周知を行います。

また、建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿障害予防規則等に基づき、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による事前調査の徹底を図ります。

さらに、国土交通省及び三重県とも連携の上、事業者に対し石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置を徹底させるとともに、リフォーム等も含む解体等工事の発注者に対しても制度の周知を行います。

⑦ 熱中症予防対策の推進

熱中症については、重篤化を防止するための体制整備・手順作成等を義務付ける省令改正が令和7年6月1日から施行されていることから、その内容について周知・指導の徹底を図ります。

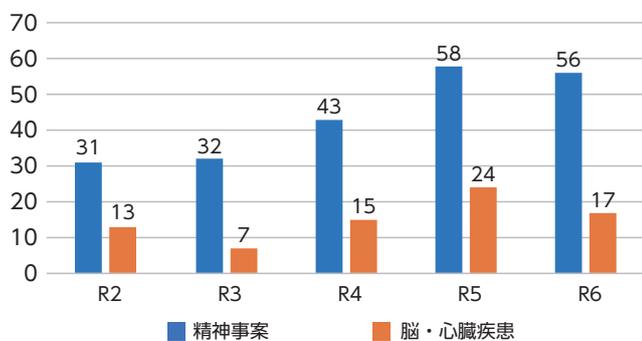
また、STOP！熱中症 クールワークキャンペーン期間（5月～9月）を中心に、熱中症予防のために把握することが有効な「暑さ指数」の周知、先進的な取組の紹介、労働者等向けの教育ツールの提供、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行います。

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

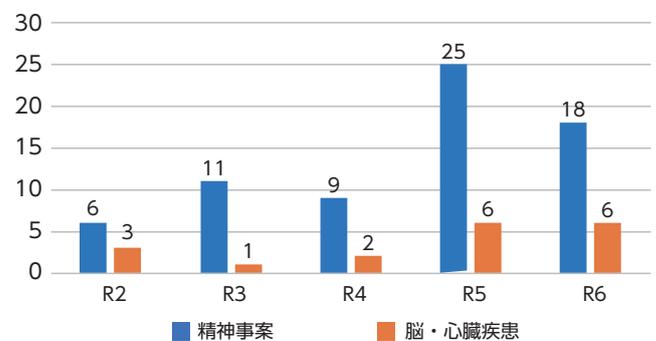
過労死事案を始めとする労災保険給付の請求について、迅速・適正な事務処理を行います。

また、相談者や請求人に対する労災保険給付制度の丁寧な説明や、請求人への処理状況の連絡等を確実に実施します。

過労死等事案の請求件数(三重)



過労死等事案の支給決定件数(三重)



※支給決定件数は、当該年度内に支給決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含みます。
※資料出所:厚生労働省発表資料「過労死等の労災補償状況」

6 フリーランス等の就業環境の整備

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

フリーランスから本法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合は、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、法の着実な履行確保を図ります。

また、フリーランスから発注事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

さらに、監督署に設置されている「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、労働者性を適切に判断し、事業主に対して必要な指導を行います。

また、被用者保険の更なる適用促進を図るため、監督署において労働基準法上の労働者と判断した事案については、日本年金機構年金事務所及び労働局労働保険適用徴収部門への情報提供を徹底します。

賃金引き上げ 特設ページを公開中！

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を記載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい！



賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



お問い合わせ先：三重労働局 賃金室 TEL 059-226-2108

ユースエール！

若者求む企業よ
集え！



若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

※三重労働局管内における、有効中の認定企業数：36件
（令和8年1月27日時点）

ユースエール認定企業になっていただくと、ハローワーク等で積極的なPRをさせていただくことに加え、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫による融資制度等の支援を受けることができますようになります。

自社の更なるイメージアップや、若者をはじめとする優秀な人材確保を求めている企業様からのお問い合わせ・ご申請を、お待ちしております。

お問い合わせ先：三重労働局職業安定部訓練課（TEL059-261-2941）



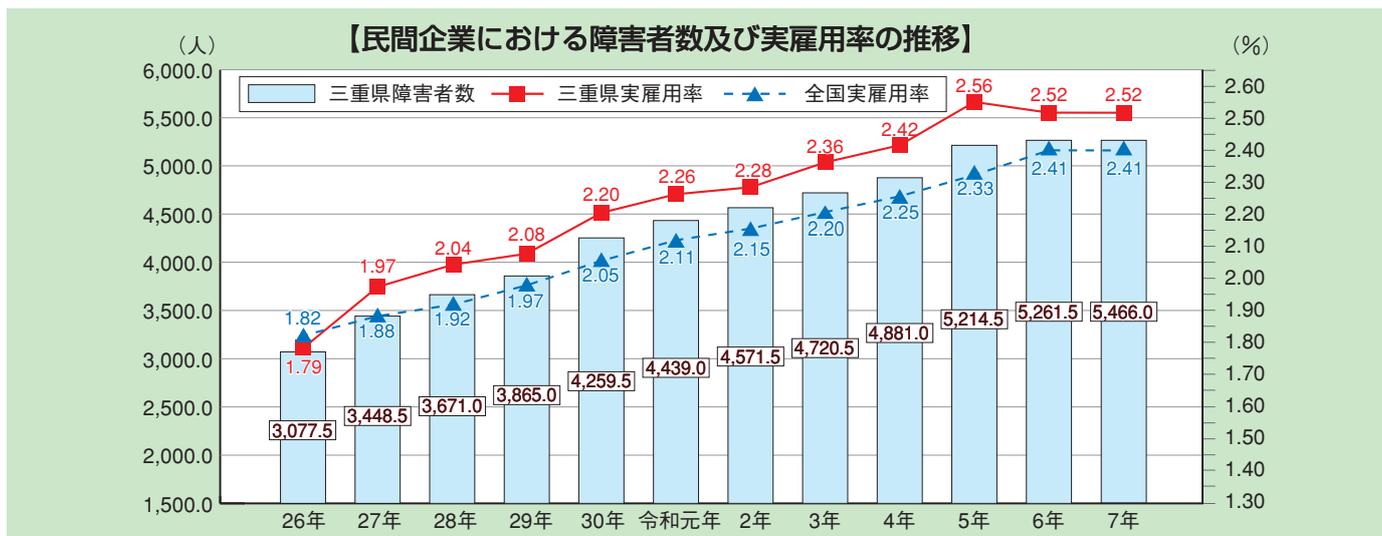
三重労働局HP

三重県内企業の障害者の雇用状況

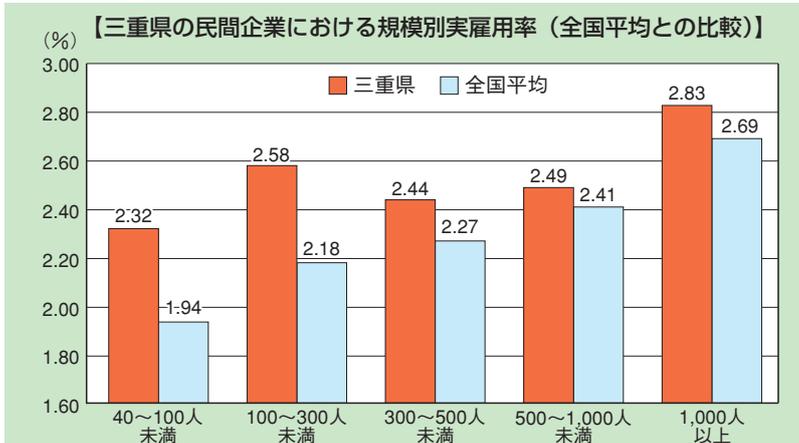
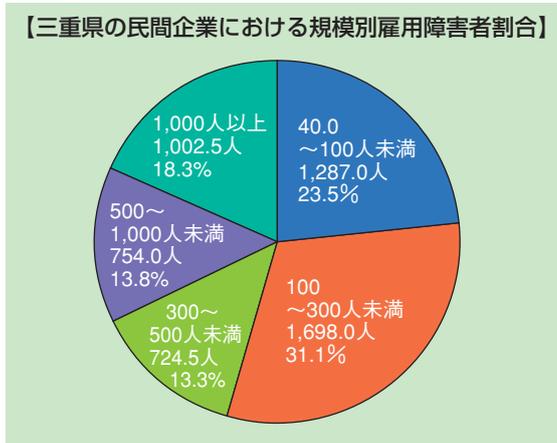
障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%、令和8年7月以降は2.7%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、令和7年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主1,470社の状況をまとめたものです。

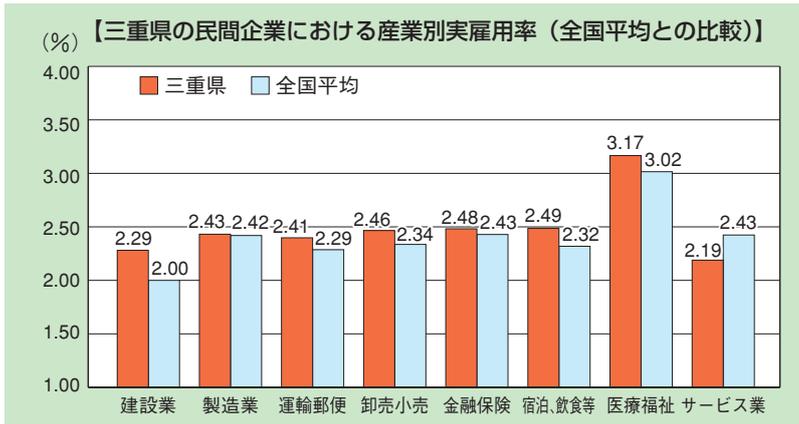
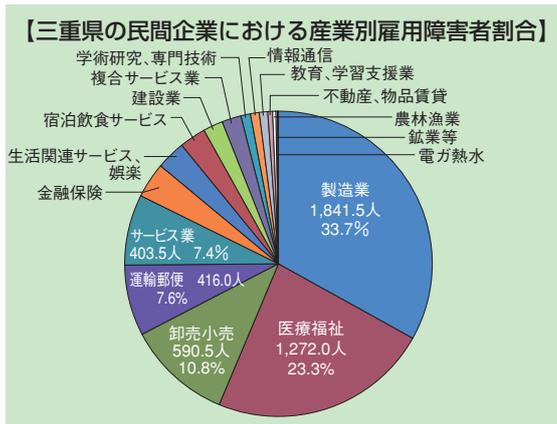
- 三重県内の民間企業における障害者雇用率2.52%（全国平均：2.41%）
- 法定雇用率達成企業の割合は57.7%（全国平均：46.0%）
- ・雇用者のうち、身体障害者は2,926.0人（対前年比1.8%増）、知的障害者は1,202.0人（同2.3%増）、精神障害者は1,338.0人（同10.2%増）であった。



○企業規模別の状況



○産業別の状況



「外国人雇用状況」届出状況

「労働施策総合推進法」では、外国人労働者の雇入れ又は、離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格等をハローワークに届け出ることを義務付けています。

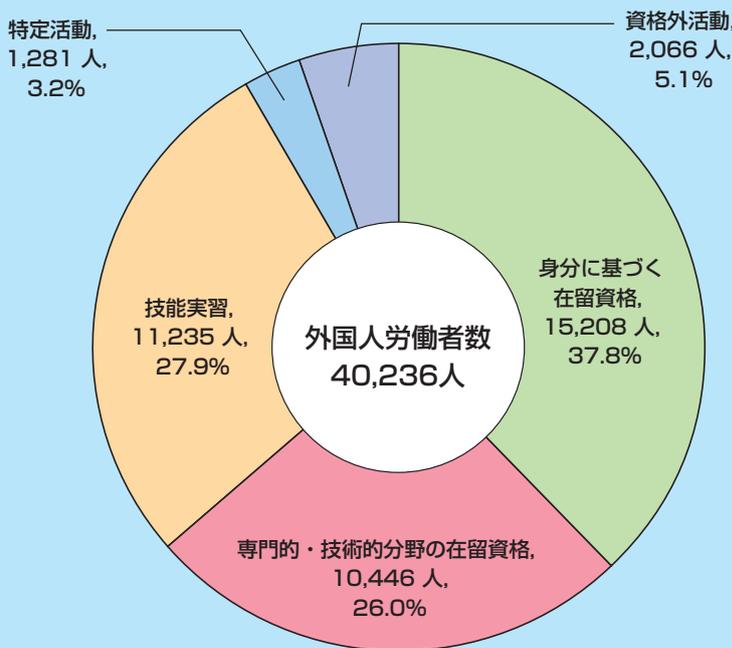
令和7年10月末現在の状況は、以下の通りです。

○外国人労働者数は、40,236人（前年同期比3,145人増加）、外国人を雇用している事業所は、5,300所（前年同期比339所増加）で、平成19年10月1日からの届出義務化以降、共に最高となっています。

外国人雇用事業所数と外国人労働者数の推移



在留資格別外国人労働者割合



* (注1)「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

(注2)「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号」、「高度専門職2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が該当する。

労働保険年度更新のお知らせ

令和8年度の労働保険年度更新の申告納付の
手続は 6月1日から7月10日 までです。

労働保険年度更新申告書は、5月末日頃に郵送される予定です。

◎申告書の提出は、「**電子申請**」にて提出していただくよう、ご協力をお願いします。

電子申請については、厚生労働省HP「労働保険関係手続の電子申請について」をご覧ください。

- ・ 労働保険の電子申請に関する特設サイト
 - ・ 労働保険の電子申請説明動画
 - ・ GビズIDを利用した電子申請
- など掲載しています。



※労働保険の電子申請が義務付けられている事業場は令和8年度より申告書の送付がされません。
 電子申請の準備をお願いします。

令和8年度の雇用保険率が変わります。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険率は以下のとおりです。

事業の種類	①被保険者負担率	②事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業及び特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の率が適用されます。

※ 詳しくは、三重労働局HPをご覧ください。

なお、労災保険率、労務費率の変更はありません。

労働保険料等の納付については、口座振替が便利です。

口座振替については、厚生労働省HP「労働保険料等の口座振替納付」
 をご覧ください。

◆口座振替による納付のメリット

- ・ 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ・ 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- ・ 手数料はかかりません。
- ・ 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます。



問合せ先：三重労働局総務部労働保険徴収室（TEL059-226-2100）

三重県内の労働災害発生状況

業種	死亡者数(人)			休業4日以上の死傷者数(人)			
	令和6年	令和7年	対前年比	令和6年	令和7年	対前年比	
	3月10日速報			2月末			
全産業	15	7	-8	2,298	2,308	+10	+0.4%
製造業	4	0	-4	585	592	+7	+1.2%
鉱業	0	0	±0	4	5	+1	+25.0%
建設業	5	4	-1	248	209	-39	-15.7%
運輸業	3	1	-2	295	290	-5	-1.7%
林業	1	0	-1	29	30	+1	+3.4%
商業	0	2	+2	370	372	+2	+0.5%
保健衛生業	0	0	±0	315	319	+4	+1.3%
清掃業	2	0	-2	77	87	+10	+13.0%
その他の産業	0	0	±0	375	404	+29	+7.7%

製造業内訳	死亡者数(人)			休業4日以上の死傷者数(人)			
	令和6年	令和7年	対前年比	令和6年	令和7年	対前年比	
	3月10日速報			2月末			
食料品	0	0	±0	137	129	-8	-5.8%
木材・木製品	0	0	±0	19	15	-4	-21.1%
化学工業	0	0	±0	62	84	+22	+35.5%
窯業土石製品	1	0	-1	34	38	+4	+11.8%
金属製品	1	0	-1	94	74	-20	-21.3%
鉄鋼業・非鉄金属	0	0	±0	31	25	-6	-19.4%
一般機械	0	0	±0	31	43	+12	+38.7%
電気機械器具	0	0	±0	25	42	+17	+68.0%
輸送用機械	1	0	-1	68	76	+8	+11.8%
その他の産業	1	0	-1	84	66	-18	-21.4%

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」（新型コロナウイルス感染者を除く）

令和8年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進大会の開催

日時：令和8年7月1日(水) 13時00分～ 内容：労働災害防止に係る講演等（予定）
 場所：三重県総合文化センター 文化会館 小ホール(入場無料)

～みんなで防ごう 熱中症～

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

準備期間：4月1日～4月30日

取組期間：5月1日～9月30日(重点取組期間：7月1日～7月31日)

第85回 全国産業安全衛生大会 in 札幌

～大地にみなぎる 安全・健康 決意の力～

開催期間

2026年9月16日(水)～18日(金)

会場

総合集会(16日) 北海道立総合体育センター(北海きたえーる)
 分科会(17日、18日) 札幌コンベンションセンター、カナモトホールほか

同時開催

緑十字展2026 会場：札幌市スポーツ交流施設(つどいむ)

主催 **中央労働災害防止協会**

連合会活動日誌

(令和8年1月～3月)

◆1月9日 内宮において令和8年安全祈願祭・新春賀詞交換会を開催

伊勢神宮(内宮)において、新年恒例の安全祈願祭・新春賀詞交換会を開催しました。安全祈願祭は、連合会長、地区協会長、連合会理事・監事・災防団体ほか、地区協会の会員を含め200名ほど参加し、県内事業場の安全を祈願しました。

◆2月26日 三重県産業医研修連絡協議会に出席

令和7年度第2回協議会が開催され、令和8年度産業保健関係事業等について協議しました。

◆3月18日 労働福祉部会を開催

令和7年度事業の進捗状況、令和8年度の事業計画等について意見をお聞きました。また、三重労働局から健康安全課長をお招きし、令和8年度の労働基準行政の動向・重点等についてご説明・ご指導を頂きました。

◆3月18日 安全衛生部会を開催

令和7年度事業の進捗状況について説明し、令和8年度事業計画、三重県産業安全衛生大会等について意見をお聞きました。また、三重労働局から健康安全課長をお招きし、令和8年度の労働基準行政の動向・重点等についてご説明・ご指導を頂きました。

◆3月19日 総務部会を開催

令和7年度事業の進捗状況、予算の執行状況等について説明し、令和8年度事業計画、予算等について意見をお聞きました。

◆3月25日 令和7年度第4回通常理事会を開催

令和7年度事業の進捗状況、予算の執行状況等について報告、説明を行うとともに、令和8年度の事業計画及び予算、令和8年度定時総会等を議題に開催しました。

連合会からのお知らせ

令和8年4月1日から技能講習等修了証の当日交付を始めます。

令和8年4月7日(火)～8日(水) 実施予定の「有機溶剤作業主任者技能講習【修了証 当日交付コース】」から、技能講習修了証を講習終了時に交付します。

当日交付対象となる講習は「津フェニックスビル6階講習会場」で実施する技能講習・安全衛生教育等に限定されますが、仕事の都合によりすぐに修了証が必要等の要望が多数あることなどから講習終了時に当日交付することにいたします。

「令和8年度安全衛生セミナー(衛生管理者の集い)」開催のお知らせ

事業場における安全衛生管理の向上を目的とした安全衛生セミナー(衛生管理者の集い)を開催致します。

日 時：令和8年4月23日(木) 13:00～17:00

場 所：津フェニックスビル6階講習会場(津市東丸之内33番1号)

内 容：・令和8年度行政運営方針(三重労働局)

- ・(講演)「職業がん問題!それからの自律的管理」((株)SANYO-CYP)
- ・(講演)「日東電工(株)豊橋事業所における安全衛生管理」(日東電工(株))
- ・(講演)「化学物質のばく露を見える化する」(中央労働災害防止協会)

お問合せ先：一般社団法人三重労働基準協会連合会

参加費は無料です。
是非ともご参加下さい。

全基連三重県支部からのお知らせ

外国人技能実習制度に基づく養成講習のご案内

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(全基連)三重県支部では、令和8年度においても、外国人技能実習制度に基づく養成講習を予定しています。実習実施者の皆さま方は、当支部の開催する養成講習を受講いただきますようご案内いたします。全基連ホームページからお申込みください。

講習名	実施月日	会場	受講料(消費税込・テキスト代込)
技能実習責任者講習	6月15日	津フェニックスビル6階講習会場	13,200円
技能実習指導員講習	6月16日	津フェニックスビル6階講習会場	12,100円
生活指導員講習	6月17日	津フェニックスビル6階講習会場	11,000円

講習会(養成講習、特別教育、研修等)予定

種 別	実施月日	会 場	受講費用	
養成講習・特別教育・研修等	安全衛生推進者養成講習	6月11日～12日	津フェニックスビル6階講習会場	14,080円
	衛生推進者養成講習	7月31日	津フェニックスビル6階講習会場	11,000円
	安全管理者選任時研修	6月2日～3日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,960円
	産業用ロボット教示等業務特別教育	4月27日～28日	津フェニックスビル6階講習会場	20,130円
	産業用ロボット教示等業務特別教育	6月2日～3日	津フェニックスビル6階講習会場	20,130円
	産業用ロボット教示等業務特別教育	7月9日～10日	津フェニックスビル6階講習会場	20,130円
	産業用ロボット業務特別教育(検査・教示)	7月15日～17日	NDSソリューション(四日市)	35,750円
	化学物質管理者講習(製造)	7月28日～29日	津フェニックスビル6階講習会場	29,040円
	化学物質管理者講習(取扱)	4月24日	津フェニックスビル6階講習会場	17,160円
	化学物質管理者講習(取扱)	7月30日	鈴鹿地域職業訓練センター	17,160円
	保護具着用管理責任者教育	4月14日	津フェニックスビル6階講習会場	19,800円
	保護具着用管理責任者教育	5月8日	津フェニックスビル6階講習会場	19,800円
	保護具着用管理責任者教育	6月23日	パブリックセンター(桑名市)	19,800円
	保護具着用管理責任者教育	7月31日	鈴鹿地域職業訓練センター	19,800円
	マスクフィットテスト実施者養成研修	6月30日	津フェニックスビル6階講習会場	22,110円
	騒音障害防止管理者講習	5月27日	津フェニックスビル6階講習会場	12,650円
第1種衛生管理者免許試験受験準備講習	5月27日～29日	津フェニックスビル6階講習会場	23,980円	

令和8年4月～7月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

種 別	実施月日	会 場	受講費用
プレス機械作業主任者技能講習	6月18日～19日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,740円
乾燥設備作業主任者技能講習	6月4日～5日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日交付】	14,850円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	4月9日～10日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日交付】	14,630円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	5月14日～15日	近鉄百貨店四日市店	14,850円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	6月11日～12日	近鉄百貨店四日市店	14,850円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	6月18日～19日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日交付】	14,850円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	7月7日～8日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日交付】	14,850円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	7月16日～17日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,850円
有機溶剤作業主任者技能講習	4月7日～8日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日交付】	14,630円
有機溶剤作業主任者技能講習	4月21日～22日	近鉄百貨店四日市店	14,630円
有機溶剤作業主任者技能講習	5月12日～13日	近鉄百貨店四日市店	14,630円
有機溶剤作業主任者技能講習	5月28日～29日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日交付】	14,850円
有機溶剤作業主任者技能講習	6月9日～10日	近鉄百貨店四日市店	14,850円
有機溶剤作業主任者技能講習	7月14日～15日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,850円
有機溶剤作業主任者技能講習	7月21日～22日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日交付】	14,850円
石綿作業主任者技能講習	6月4日～5日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,190円
工作物石綿事前調査者講習	5月19日～20日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日交付】	49,280円
工作物石綿事前調査者講習	7月2日～3日	津フェニックスビル6階講習会場 【修了証 当日交付】	49,280円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	4月15日～17日	北勢自動車協会(四日市)	22,110円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	5月20日～22日	北勢自動車協会(四日市)	22,110円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	6月24日～26日	北勢自動車協会(四日市)	22,110円
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	7月22日～24日	北勢自動車協会(四日市)	22,110円
ガス溶接技能講習	5月16日～17日	ポリテクセンター三重(四日市)	17,930円
高所作業車運転技能講習	5月12日～13日 14日・15日	津フェニックスビル 中部電力中勢配電訓練所(美里) 【修了証 当日交付】	免除なし45,320円 1号免除38,830円 2号免除40,920円

- 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。
一部の講習会の募集について、受付開始後すぐに満席により受付終了する場合があります。
(FAX申込の方)
入金前に電話にて受付状況を確認願います。受付開始直後は回線が混み合います。送信完了後、しばらく経ってからご連絡ください。
(Web申込の方)
自動送信の「講習申込仮予約確認」メール受信を確認のうえ、入金ください。
※受付前及び満席後の入金は返金対応となりますのでご注意ください。受付できない場合は、当連合会より順次ご連絡いたします。
- 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいます。「特定化学物質作業主任者技能講習」のテキスト代は5月14日実施分から改定、「有機溶剤作業主任者技能講習」のテキスト代は5月28日実施分から改定となります。今後も、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご確認ください。
- 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。個人でお申込みの場合は【一般事業場(非会員)】となりますので、ご留意願います。
- 養成講習、特別教育等については前頁に記載。